

令和5年度

茨城県青少年の健全育成等に関する条例  
遵 守 実 態 調 査 報 告 書



茨 城 県

## はじめに

将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立の道を歩むことは、すべての県民の願いです。

青少年の健全育成の推進にあたり、関係する多くの団体の皆様には、「青少年の健全育成に協力する店」登録活動の推進などの社会環境健全化や街頭指導等をはじめ、様々な非行防止活動への御尽力により、成果を上げていただいております。厚くお礼申し上げます。

しかしながら、青少年を取り巻く社会環境は、規範意識の低下、有害情報の氾濫など、課題が多く残っております。

茨城県では、平成21年10月に「茨城県青少年のための環境整備条例」を改正し、平成22年4月1日から「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」（以下「青少年条例」という。）として施行しています（令和3年7月1日一部改正）。さらに、令和4年度から7年度までを計画期間とした「いばらき青少年・若者応援プラン（第3次）」を策定し、施策を推進しています。

こうした取り組みの一環として県では、今年度も前年度に引き続き、多くの店舗の皆様にご協力をいただき、青少年条例が適切に施行されているかを把握するために調査を行い、その結果をまとめました。

訪問に際して、快く応じていただいた各店舗並びに関係事業者の皆様には、厚く感謝申し上げます。

本報告書が、青少年の健全育成に携わる皆様にご活用いただければ幸いです。

令和6年3月

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課長

※ 本報告書において、「青少年」は18歳に達するまでの者（配偶者のある女子を除く）を指しています。

# 目 次

1	茨城県青少年の健全育成等に関する条例遵守実態調査の概要	1
(1)	目的	1
(2)	活動の期間	1
(3)	青少年条例遵守実態調査の概要及び留意点	1
(4)	店舗等の実態調査の目安並びに助言事項（周知及び啓発）の ポイント	1
(5)	活動の具体的手順	2
2	青少年条例遵守実態調査の結果	3
(1)	調査実施店舗の内訳について	3
(2)	図書等取扱店舗の調査結果の概要について	3
ア	男性向け成人誌の販売、陳列状況	4
イ	女性向け成人誌（レディースコミック）の販売、陳列状況	5
ウ	過去に個別指定した暴走族関連図書や入れ墨関連図書の 販売、陳列状況	6
エ	成人向けDVDの販売、陳列状況	7
(3)	青少年の深夜入場の禁止及び有害行為のための場所提供等の 禁止について	8
(4)	深夜に営業を行う事業者の深夜外出制限の努力義務について	9
(5)	青少年と思われる者に対する年齢確認の有無について	10
(6)	フィルタリングサービス導入の説明の有無について	11
(7)	青少年が利用するインターネット環境の整備について	12
(8)	その他の店舗について	12
資料編		
[1]	青少年条例遵守実態調査（図書等の販売状況）の経年変化	13
[2]	茨城県青少年の健全育成等に関する条例（抜粋）	15
[3]	茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則（抜粋）	17
[4]	青少年の健全育成に有害な図書等の指定状況（個別指定）	18
[5]	青少年の健全育成に有害な図書等について（包括例示） （通知 令和5年8月23日）	20
	（通知 令和6年1月9日）	22

## 1 茨城県青少年の健全育成等に関する条例遵守実態調査の概要

### (1) 目的

青少年条例の適切な施行を図るため、青少年条例遵守の実態を調査する。

### (2) 活動の期間

令和5年8月1日（火）～令和5年10月31日（火）

### (3) 青少年条例遵守実態調査の概要及び留意点

#### ① 青少年条例遵守実態調査について

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例立入調査表」をもとに、抽出店舗への青少年条例遵守実態調査を行う。

#### ② 活動主体について

青少年対策検討ワーキング会議が中心となり調査を行う。

#### ③ 計画作成及び実態調査における観察・聞き取り調査について

実施にあたっては、訪問計画を作成し実態調査を行う。実態調査における観察・聞き取り調査は、下記の手順で行う。

- ・事前に店舗の了承を得て、実態調査を行う。
- ・調査店舗には青少年条例該当部分を説明する。
- ・青少年条例に基づき当該店舗に問題があれば指導する。
- ・指導事項について、その店舗に意見等があれば聞き取る。

#### ④ 立入調査との関連について

当該調査は、青少年条例第44条に基づく立入調査ではないが、立入調査マニュアルを参考として青少年条例遵守の実態を把握する。

#### ⑤ 実態調査店舗について

令和4年度の実態調査で課題となった成人誌の取扱状況（区分陳列及び青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示）、スマートフォン等へのフィルタリングの設定状況等に重点をおいて調査する。

### (4) 店舗等の実態調査の目安並びに助言事項（周知及び啓発）のポイント

#### ① 書店＜各地区3～4店舗程度＞

- ・図書等の取扱状況
- ・成人誌等販売時の年齢確認の実施状況
- ・深夜外出の制限
- ・自主規制及び関係法令の遵守状況
- ・その他の調査事項

#### ② コンビニエンスストア＜各地区12～15店舗程度＞

- ・セブンイレブン、ミニストップ、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート等より各コンビニエンスストア抽出1店舗以上
- ・図書等の取扱状況
- ・成人誌等販売時の年齢確認の実施状況
- ・深夜外出の制限
- ・自主規制及び関係法令の遵守状況
- ・その他の調査事項

- ③ 家電量販店、携帯電話販売店<各地区4~5店舗程度>
  - ・青少年が利用するかどうかの確認の有無
  - ・青少年が利用する場合のフィルタリング〔段階的なフィルタリングの強度やカスタマイズ機能（必要なアプリが使える機能）を含む〕の説明とその資料
  - ・契約時にフィルタリングを設定する保護者のおおよその割合
  - ・インターネットに接続できる携帯型ゲーム機等へのフィルタリングの説明状況
  - ・自主規制及び関係法令の遵守状況
  - ・その他の調査事項
  
- ④ カラオケボックス店<各地区2~3店舗程度>
  - ・年齢確認の実施状況
  - ・青少年の深夜における興行場への入場禁止の掲示
  - ・深夜外出の制限
  - ・有害行為のための場所提供等の禁止
  - ・自主規制及び関係法令の遵守状況
  - ・その他の調査事項
  
- ⑤ 漫画喫茶・インターネットカフェ店<各地区1~2店舗程度>
  - ・年齢確認の実施状況
  - ・成人誌等の区分陳列状況
  - ・青少年の深夜における興行場への入場禁止の掲示
  - ・深夜外出の制限
  - ・有害行為のための場所提供等の禁止
  - ・フィルタリングの設定状況
  - ・自主規制及び関係法令の遵守状況
  - ・その他の調査事項
  
- ⑥ 入れ墨等店舗・その他の店舗<各地区0~2店舗程度>
  - ・青少年への入れ墨等の禁止
  - ・年齢確認の実施状況
  - ・自主規制及び関係法令の遵守状況
  - ・その他の調査事項

**(5) 活動の具体的手順**

- ① 調査実施前に、各市町村内の業種ごとの店舗を電話帳等でリストアップし、概ね 25~30 店舗程度の実態調査対象店舗を選定し調査を実施する。（調査店舗数については、地域の店種数の実態に合わせてると共に、電話帳未記載の店舗を把握している場合はその店舗も含む。）
- ② 店舗訪問前に、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例遵守実態調査への協力をお願い」などにより、当該店舗に対して必ず訪問の事前連絡を行い、「青少年条例」の概要を説明すると共に、訪問当日は店舗の業務に支障がないよう配慮する。
- ③ 「青少年条例のしおり」並びに身分を証明できる名刺を渡し、協力を依頼すると共に、可能な限り青少年条例の遵守状況を把握する。また、最近の青少年の様子を聞くなどして店舗と良好な関係を築くように配慮する。
- ④ 実態調査は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例立入調査表」をもとに実施する。（ただし、入れ墨等店舗は電話での調査とする。）

## 2 青少年条例遵守実態調査の結果

### (1) 調査実施店舗の内訳について

今年度の青少年条例遵守実態調査にあたり、青少年家庭課及び県北・鹿行・県南・県西県民センターで実施した店舗数は、総計142店である。

表1 調査実施店舗数（単位：店）の内訳

店舗の種類	調査実施店舗数
書店	14
コンビニエンスストア	77
家電量販店	9
携帯電話販売店	19
カラオケボックス店	14
漫画喫茶・インターネットカフェ店	6
入れ墨店	3
計	142

### (2) 図書等取扱店舗の調査結果の概要について

表2 図書等取扱店舗の調査実施店舗数（単位：店）の内訳

店種	書店	コンビニエンスストア	計
調査実施店舗数	14	77	91

## ア 男性向け成人誌の販売、陳列状況

男性向け成人誌を取扱う店舗の割合は、前年度より書店では減少し、コンビニエンスストアでは増加した。

区分陳列の割合は、前年度より書店、コンビニエンスストア共に減少した。

青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示の割合は、書店では減少し、コンビニエンスストアでは増加した。

表3のように、図書の取扱店舗91店舗のうち81店舗で男性向け成人誌が販売されていた(89.0%、前年比+10.1ポイント)。店種別では、書店8店舗(57.1%、前年比-2.9ポイント)、コンビニエンスストア73店舗(94.8%、前年比+12.1ポイント)であった。

また、表4のように、区分陳列を行っていないのは、書店2店舗(25%)、コンビニエンスストア68店舗(93.2%)で、青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示は、書店2店舗(25%)、コンビニエンスストア70店舗(95.9%)で実施されていなかった。

男性向け成人誌の陳列状況は、コンビニエンスストアにおいて、一般図書と男性向け成人誌を区分せず陳列している店舗が多くあった。これは、包括指定の有害図書について認識が不十分なため、今後も無意識に陳列されてしまう恐れがある。(P13 資料編[1]参照)

こうした現状を各店舗に伝えながら、引き続き青少年条例第16条(有害図書等の指定及び販売等の禁止)、青少年条例第17条(有害図書等の陳列場所の制限等)の遵守に向けた周知・啓発を行っていく必要がある。

なお、ひわいな写真・絵等については、全店舗とも外部からは見えなかった。

表3 男性向け成人誌の販売状況

店種	販売	販売の有無		計	
		有	無		
書店		8	57.1%	6	14
コンビニエンスストア		73	94.8%	4	77
計		81	89.0%	10	91

表4 男性向け成人誌の陳列状況(複数回答あり)

陳列法	店種	書店(店舗数)	コンビニエンスストア(店舗数)	計	
	区分あり		6	5	11
分類	コーナー設置	1	1	2	
	隔離区分	0	0	0	
	並列区分	3	2	5	
	高位区分	0	0	0	
	ひもとじ	2	3	5	
	シールとじ	1	3	4	
	ビニールとじ	4	2	6	
区分なし		2	68	70	86.4%
青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示がある		6	3	9	11.1%
ひわいな写真・絵等が店舗の外部から見える		0	0	0	0%

注: %は、販売店舗数に占める割合を示す。

## イ 女性向け成人誌(レディースコミック)の販売、陳列状況

女性向け成人誌の販売状況の割合を見ると、書店では減少し、コンビニエンスストアでは増加した。コンビニエンスストアでは、区分陳列していたのは1店舗で、青少年への販売・閲覧等を禁止する旨を掲示している店舗は、今年度もなかった。

表5のように、図書の取扱店舗 91 店舗のうち 8 店舗で女性向け成人誌が販売され、昨年度と同じような状況である。店種別では、書店が 5 店舗 (35.7%、前年比-4.3 ポイント)、コンビニエンスストアでは、3 店舗 (3.9%、前年比+1.2 ポイント) であった。

表6のように、女性向け成人誌が区分陳列されていたのは、書店が 4 店舗 (80.0%、前年比-3.3 ポイント)、コンビニエンスストアでは、1 店舗 (33.3%、前年比+33.3 ポイント) であった。青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示は、書店では訪問した店舗すべて (5 店舗) で掲示されていたが、コンビニエンスストアでは、前年と同様、掲示されている店舗はなかった。

女性向け成人誌は、表紙やタイトルを見ただけでは成人誌であることの判断がつきにくく、今年度も包括指定の有害図書であるという認識がないまま店舗に並べられてしまうことがあった。

こうした現状を各店舗にわかりやすく伝えながら、引き続き青少年条例第 17 条 (有害図書等の陳列場所の制限等) の遵守に向けた周知・啓発を行っていく必要がある。

なお、ひわいな写真・絵等については、全店舗とも外部からは見えなかった。

表5 女性向け成人誌の販売状況

店種	販売の有無		計
	有	無	
書店	5	35.7%	9
コンビニエンスストア	3	3.9%	74
計	8	8.8%	83

表6 女性向け成人誌の陳列状況 (複数回答あり)

店種		書店 (店舗数)	コンビニエンスストア (店舗数)	計
区分あり		4	1	5
分 類	コーナー設置	1	0	1
	隔離区分	0	0	0
	並列区分	1	1	2
	高位区分	0	0	0
	ひもとじ	2	0	2
	シールとじ	0	0	0
	ビニールとじ	2	1	3
区分なし		1	2	3
青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示がある		5	0	5
ひわいな写真・絵等が外部から見える		0	0	0

注: %は、販売店舗数に占める割合を示す。

## ウ 過去に個別指定した暴走族関連図書や入れ墨関連図書の販売、陳列状況

今年度の調査でも、暴走族関連図書や入れ墨関連図書の取扱いは見られなかった。

表7のように、暴走族関連図書や入れ墨関連図書を販売している店舗はなかった。暴走族関連図書や入れ墨関連図書の販売は、この数年間、取扱う店舗が見られなくなった。これらの図書が店舗で見られなくなった背景には、これまで販売されていた図書などが、休刊・廃刊になっていることや取扱店の努力がある。

これら有害図書については、個別指定の通知をする際に続刊図書についても、個別指定した趣旨を汲み取り、同様の対応をするように書店等に依頼してきた。今年度の調査でも、取扱店は見られなかったが、図書を取扱う店舗に対し、引き続き理解と協力を求めていく必要がある。

最近、「旧車會」を取り扱った雑誌を目にするようになってきた。内容によっては個別指定の有害図書に指定されることも懸念されるので、注視していきたい。

また、若者の間でデザインタトゥーへの興味関心が年々高まってきている現状がある。今後も、新たな入れ墨関連図書が出てくる可能性もあるので、動向を注視していく必要がある。

※ 「旧車會」とは、主として改造した旧型の自動二輪車又は原動機付自転車を集団で爆音走行などをするグループをいう。

表7 暴走族関連図書や入れ墨関連図書の販売状況

店種	販売の有無		計
	有	無	
書店	0	0.0%	14
コンビニエンスストア	0	0.0%	77
計	0	0.0%	91

表8 暴走族関連図書や入れ墨関連図書の陳列状況（複数回答あり）

店種	陳列法		計
	書店（店舗数）	コンビニエンスストア（店舗数）	
区分あり	コーナー設置	0	0
	隔離区分	0	0
	並列区分	0	0
	高位区分	0	0
	ひもとじ	0	0
	シールとじ	0	0
	ビニールとじ	0	0
	区分なし	0	0
青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示がある	0	0	0
ひわいな写真・絵等が外部から見える	0	0	0

注：％は、販売店舗数に占める割合を示す。

## エ 成人向けDVDの販売、陳列状況

成人向けDVDを販売していたのは書店のみであり、コンビニエンスストアでの販売は、今年度も確認されなかった。成人向けDVDを販売しているほとんどの書店では、青少年条例を遵守していた。

表9のように、成人向けDVDを販売していたのは図書等取扱店舗 91 店舗中 6 店舗 (6.6%) であった。その全てが中古を含む図書・DVD等を取り扱っている大型チェーン店であった。コンビニエンスストアでの販売は、令和元年度以降確認されていない。

また、表10のように、成人向けDVDを販売していた書店では、ほとんどの店舗でコーナー設置等の区分陳列が行われていた。さらに、青少年への販売・閲覧等を禁止する旨をすべての店舗が掲示しており、ひわいな写真・絵等が外部から見える店舗もなかった。

しかし、一部のコンビニエンスストアで確認された包括指定の有害図書の中には、付録としてDVDが付いているものがあつた。内容を確認することはできないが、今後の販売状況を注視していく必要がある。

表9 成人向けDVDの販売状況

店種	販売	販売の有無		計	
		有	無		
書店		6	42.9%	8	14
コンビニエンスストア		0	0.0%	77	77
計		6	6.6%	85	91

表10 成人向けDVDの陳列状況（複数回答あり）

陳列法	店種	書店	コンビニエンスストア	計	
		(店舗数)	(店舗数)		
区分あり		5	0	5	83.3%
分類	コーナー設置	5	0	5	
	隔離区分	0	0	0	
	並列区分	0	0	0	
	高位区分	0	0	0	
	ひもとじ	0	0	0	
	シールとじ	0	0	0	
	ビニールとじ	1	0	1	
区分なし		1	0	1	16.7%
青少年への販売・閲覧等を禁止する旨の掲示がある		6	0	6	100%
ひわいな写真・絵等が外部から見える		0	0	0	0%

注：%は、販売店舗数に占める割合を示す。

(3) 青少年の深夜入場の禁止及び有害行為のための場所提供等の禁止について

調査したカラオケボックス店、漫画喫茶・インターネットカフェ店の全てが、青少年の深夜における店舗への入場を禁止する旨の掲示をし、ほとんどの店舗で有害行為の防止対策に取り組んでいた。

カラオケボックス店、漫画喫茶・インターネットカフェ店のほとんどの店舗が深夜まで営業をしている。そして、密室になりやすいことから、青少年にとって有害な喫煙、飲酒、わいせつ行為等が行われやすい場所になってしまう。このため、青少年条例第32条（有害行為のための場所提供等の禁止）、青少年条例第34条（深夜における興行場等への入場の禁止）により、場所の提供等や深夜の入場について規制している。

表11のように、深夜営業している19店舗全てにおいて、入口の見やすいところに「深夜における青少年の入場を禁止する」旨の掲示があった。

有害行為の防止対策については、カラオケボックス店、漫画喫茶・インターネットカフェ店のほとんどの店舗で対策を講じていた（95.0%、前年比-5ポイント）。

今年度調査したカラオケボックス店、漫画喫茶・インターネットカフェ店のほとんどの店舗で青少年条例が理解されており、青少年が安全に利用できるように配慮していた。

表11 青少年の深夜入場の禁止の掲示及び有害行為の防止対策状況

掲 示 対 策  店 種		深夜営業の有無			有害行為の防止対策の有無 (複数回答あり)					計	
		有		無	有						無
		深夜入場禁止 の掲示			置	窓 等 の 設	り の 実 施	定 期 見 回	ラ の 設 置		
		有	無								
カラオケボックス店		13	0	1	13	9	11	9	1	14	
漫画喫茶・インターネットカフェ店		6	0	0	6	3	4	5	0	6	
計	店舗数	19	0	1	19	12	15	14	1	20	
	構成比 (%)	95.0%		5.0%	95.0%	63.2%	78.9%	73.7%	5.0%		
		100%	0%								

(4) 深夜に営業を行う事業者の深夜外出制限の努力義務について

深夜に営業を行う多くの店舗は、青少年への年齢確認や利用時間の確認をしっかりと行っており、青少年条例遵守の意識が高い。一方、青少年の深夜外出の制限についての理解は、保護者や青少年だけでなく、一部の従業員にも不十分な様子が見られた。

表 12 のように、コンビニエンスストア、カラオケボックス店、漫画喫茶・インターネットカフェ店は、深夜まで営業する店舗が多い。深夜営業している店舗で、帰宅を促す方法として最も多かったのは、口頭での声かけであった。青少年条例の理解の程度については、89 店舗中 77 店舗が「知っている」と回答しており、大部分の店舗は青少年条例の遵守にしっかりと取り組んでいることが分かる。

コンビニエンスストアで、「青少年の条例について知らない」という回答が 3 店舗あったが、深夜にこうした店舗でたむろする青少年を見かけることがほとんどなくなり、声かけする機会もなくなってきたこと、従業員によって昼間と夜間の担当が分かれていることなどが背景にあるようである。また、相手によっては声かけをすることがためられることもあるようで、そうした際は、9 店舗で警察との連携を図っているとのことであった。

カラオケボックス店等では、業界の努力もあり、青少年の夜間の出入りは少なかった。しかし、深夜の外出の制限について知らないという保護者や青少年もいるとのことであった。また、保護者と一緒でも深夜の出入りは禁止であることを知らない従業員もいた。学校や青少年育成者等の協力も得ながら、保護者も含め、青少年の深夜の外出制限に関して更なる周知・徹底を図っていく必要がある。

表 12 深夜、施設内または敷地内にいる青少年に帰宅を促す声かけの実施状況

深夜営業 条例理解  店種	深夜営業の有無							青少年条例の理解の程度				計
	有	帰宅を促す声かけの状況					無	知っている	聞いたことはある	知らない	該当無 ※	
		口頭で声かけ	放送で声かけ	警察に通報	きかない	声かけがで 分らない						
書店	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	14
コンビニエンスストア	70	66	0	9	1	3	7	60	7	3	7	77
家電量販店	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	9	9
携帯電話販売店	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	19	19
カラオケボックス店	13	13	1	2	0	0	1	11	1	1	1	14
漫画喫茶・インターネットカフェ店	6	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
計(店舗数)	89	85	1	11	1	3	50	77	8	4	50	139

※ 帰宅を促す声かけの状況は、複数回答であったため合計が店舗数と一致しない。  
青少年条例の理解の程度は、深夜営業をしていない店舗は該当無とした。

(5) 青少年と思われる者に対する年齢確認の有無について

青少年に対する年齢確認は、条例において全ての対象店舗での実施が求められている。今回の実態調査でも、ほとんどの店舗で実施されていた。

青少年に対する年齢確認は、調査対象の全店舗において共通の項目である。今回の調査では、該当しない6店舗を除き、136店舗中135店舗で年齢確認が高い割合で実施されていた。(99.3% 前年比+1.6ポイント)。

書店では、成人誌を取り扱っていた11店舗の全てで年齢確認をしていた。しかし、包括指定のコミック誌等を有害図書として認識せず、年齢確認が徹底されていない店舗もあった。

コンビニエンスストアでは、有害図書を販売しない3店舗を除く74店舗の全てで年齢確認を実施していた。しかし、酒・たばこ販売時の年齢確認と混同している場合も考えられる。

家電量販店・携帯電話販売店では、契約時に契約者や使用者を確認する必要があるため、運転免許証、保険証等で年齢確認をしていた。

カラオケボックス店やマンガ喫茶・インターネットカフェ店では、会員制になっている店舗が多く、会員証や運転免許証、学生証等で年齢確認をしていた。特に青少年が利用する場合の利用時間や飲酒・喫煙等の非行行為に配慮する店舗が多かった。

入れ墨店では、本人確認のできる顔写真付きの運転免許証で年齢確認をしていた。

年齢確認においては、青少年条例が浸透していない状況もあるため、条例遵守の周知啓発に努める必要がある。

表 13 青少年と思われる者に対する年齢確認の有無（複数回答あり）

店 種	年齢確認	確認有	年齢確認の方法					確認無	分からない	該当無※	計
			口頭	学生証	会員証	運転免許証	保険証				
書 店		11	7	2	3	6	1	0	0	3	14
コンビニエンスストア		74	43	10	0	57	5	0	0	3	77
家電量販店		9	2	6	0	5	6	0	0		9
携帯電話販売店		18	1	5	2	9	13	0	1		19
カラオケボックス店		14	10	6	9	10	5	0	0		14
漫画喫茶・インターネットカフェ店		6	1	3	4	4	3	0	0		6
入れ墨店		3	2	0	0	3	0	0	0		3
計	店舗数	135	66	32	18	94	33	0	1	6	142
	構成比(%)	99.3%	48.9%	23.7%	13.3%	69.6%	24.4%	0.0%	0.7%		

※ 図書等の販売店舗の中で、有害図書等の販売がない店舗は該当無とした。

(6) フィルタリングサービス導入の説明の有無について

調査したスマートフォン・携帯電話を販売するほとんどの店舗では、販売・契約の際、青少年及び保護者に対してフィルタリングについての説明が行われていた。青少年条例についてもほとんどの店舗で理解されていた。

表 14 のように、スマートフォン・携帯電話を販売する 28 店舗のうち 26 店舗で、販売や契約の際、使用する青少年及び保護者に対して、フィルタリングの必要性や内容、その効果や導入時に必要な情報についての説明が行われていた。また説明の際には、各メーカーが作成したキャリア資料を多くの店舗が使用していた。青少年条例についてもほとんどの店舗が「知っている」と回答した。

しかし一方で、スマートフォン・携帯電話の使用に係る青少年の問題は、年々複雑で深刻なものとなっており、誰もが被害者にも加害者にもなりうる状況である。そのため、これらの端末設備の使用にあたっては、フィルタリングサービスの積極的な利用に加え、各家庭でのルールづくりといったペアレンタルコントロールの推進が求められている。

また、インターネットを利用できるゲーム機の所持は、スマートフォン・携帯電話よりも若い年齢から始まっている。ゲーム機についても、取扱店がフィルタリングについての説明を行い、保護者がフィルタリングを設定するという流れの理解と啓発を進めていく必要がある。

表 14 フィルタリングサービス導入の説明実施状況

説明 条例理解  店 種	フィルタリングサービス 説明の有無		青少年条例の理解の程度			計
	有	無	知っている	聞いたこ とはある	知らない	
家電量販店	9	0	9	0	0	9
携帯電話販売店	17	2	18	1	0	19
計(店舗数)	26	2	27	1	0	28

(7) 青少年が利用するインターネット環境の整備について

パソコンを設置している漫画喫茶・インターネットカフェ店6店舗のうち、青少年の利用するパソコンにフィルタリングを設定していたのは5店舗であった。

今年度調査した6店舗のうち、5店舗でフィルタリングを設定していた(83.3%)。設定方法の内訳は、フロントで個別に設定(60.0%)、全台設定(40.0%)、であり、青少年と成人が利用する場所を区別している店舗は無かった。

具体的には、利用者が入場する際に、会員証のIDにより青少年と成人を識別し、「青少年に対してはフィルタリングを設定する仕組みの店舗」、「利用者本人がパソコンの画面上で成人であることをチェックする仕組みの店舗」など、店舗ごとに様々な方法で青少年の健全育成対策を講じていた。しかし、フィルタリングを設定していない店舗があることから、継続した啓発と協力依頼が必要である。

青少年条例については、全ての店舗で「知っている」と回答し、条例遵守の意識が高い。

表 15 青少年が利用するインターネット環境の整備状況

PC 設置 店種	PC設置の有無						計	
	有					無		
	6					0	6	
漫画喫茶・ インターネット カフェ店	フィルタリング設定の有無							
	有	フィルタリングの設定方法				無		
		場所の区別 青少年と成人	個別に設定	フロントで	全台設定			その他
構成比(%)	83.3%	0%	60.0%	40.0%	0%	16.7%		

(8) その他の店舗について

深夜営業のファミリーレストラン及びエアガンや玩具等の販売、古物の買受けをするリサイクルショップでは、青少年条例は概ね遵守されていた。

深夜営業を伴うファミリーレストランでは、午後11時前には青少年に帰宅を促す声かけを行うなど、青少年条例第33条(深夜外出の制限)を遵守した営業を行っていた。

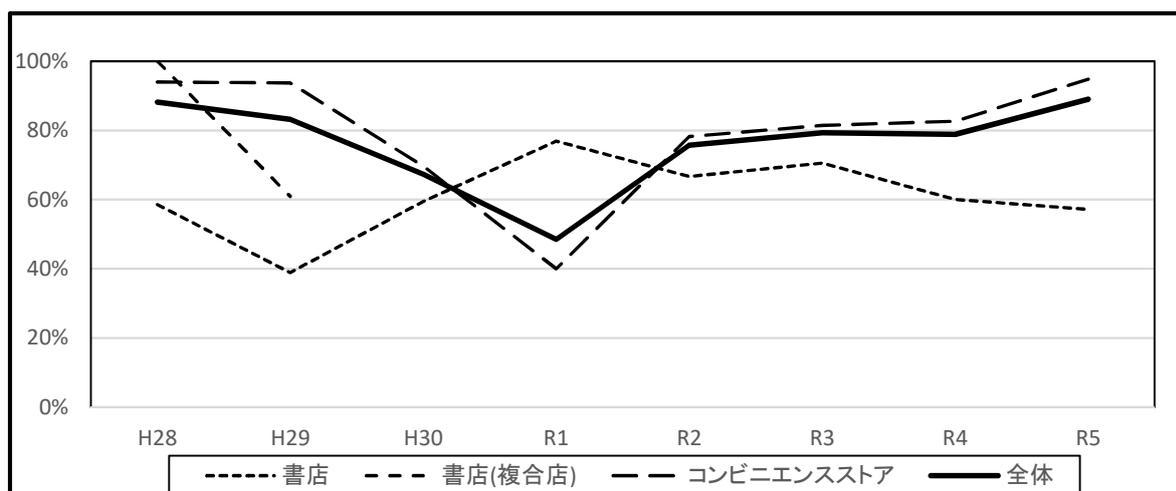
酒はタブレットによる注文を受けての対面販売を行っていた。青少年と思われる場合は運転免許証等で年齢確認を行い、青少年条例に対する意識の高さが伺えた。

リサイクルショップでは、エアガン等を施錠したガラスケースで区分陳列していた。また、買取りの際は年齢確認を行い、青少年からの買取りはしないことを徹底していた。

[ 1 ] 青少年条例遵守実態調査（図書等の販売状況）の経年変化

図表 1 男性向け成人誌の販売状況の推移

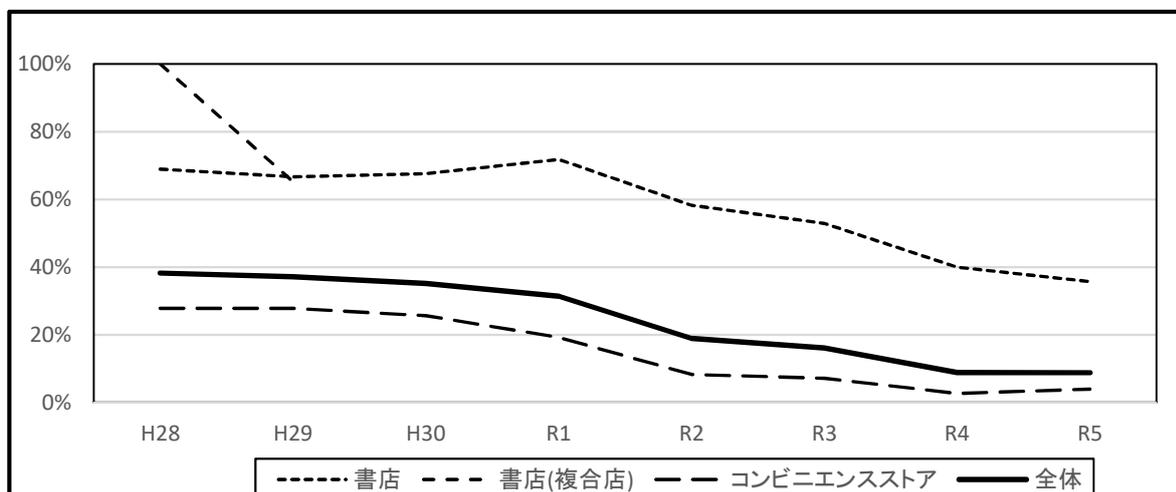
店種	年度	H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
書店	店舗数	17	12	7	11	22	15	30	9	24	12	12	5	9	6	8	6
	有割合	58.6%		38.9%		59.5%		76.9%		66.7%		70.6%		60.0%		57.1%	
書店(複合店)	店舗数	8	0	14	9												
	有割合	100.0%		60.9%													
コンビニエンスストア	店舗数	125	8	118	8	87	38	52	78	104	29	57	13	62	13	73	4
	有割合	94.0%		93.7%		69.6%		40.0%		78.2%		81.4%		82.7%		94.8%	
全体	店舗数	150	20	139	28	109	53	82	87	128	41	69	18	71	19	81	10
	有割合	88.2%		83.2%		67.3%		48.5%		75.7%		79.3%		78.9%		89.0%	



※ 書店（複合店）は平成30年度から書店に加えました。複合店とは、1つの店舗内で、異なる商品販売やサービスを提供している店舗です。

図表 2 女性向け成人誌の販売状況の推移

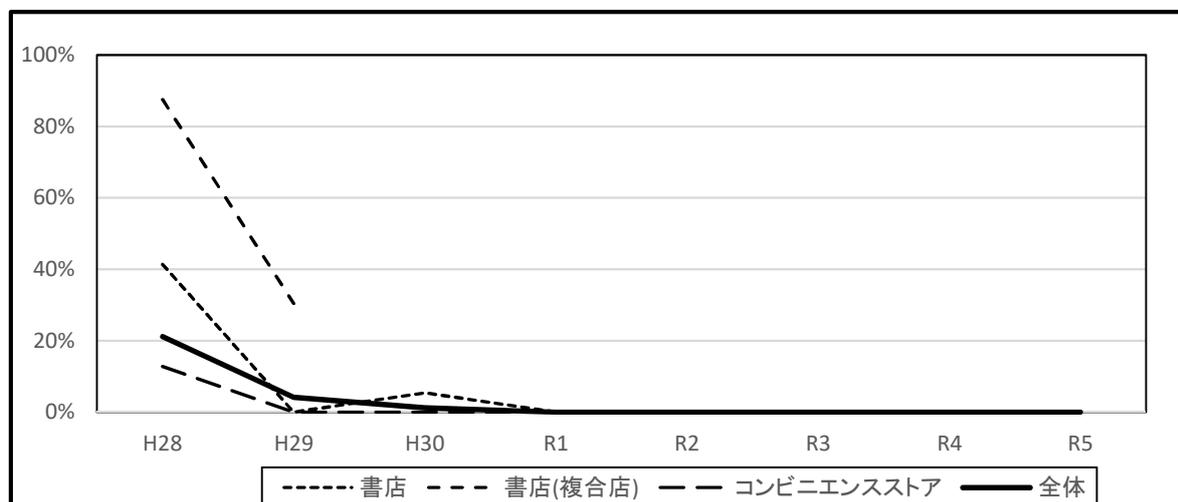
店種	年度	H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
書店	店舗数	20	9	12	6	25	12	28	11	21	15	9	8	6	9	5	9
	有割合	69.0%		66.7%		67.6%		71.8%		58.3%		52.9%		40.0%		35.7%	
書店(複合店)	店舗数	8	0	15	8												
	有割合	100.0%		65.2%													
コンビニエンスストア	店舗数	37	96	35	91	32	93	25	105	11	122	5	65	2	73	3	74
	有割合	27.8%		27.8%		25.6%		19.2%		8.3%		7.1%		2.7%		3.9%	
全体	店舗数	65	105	62	105	57	105	53	116	32	137	14	73	8	82	8	83
	有割合	38.2%		37.1%		35.2%		31.4%		18.9%		16.1%		8.9%		8.8%	



※ 書店（複合店）は平成30年度から書店に加えました。

図表3 暴走族関連図書や入れ墨関連図書の販売状況の推移

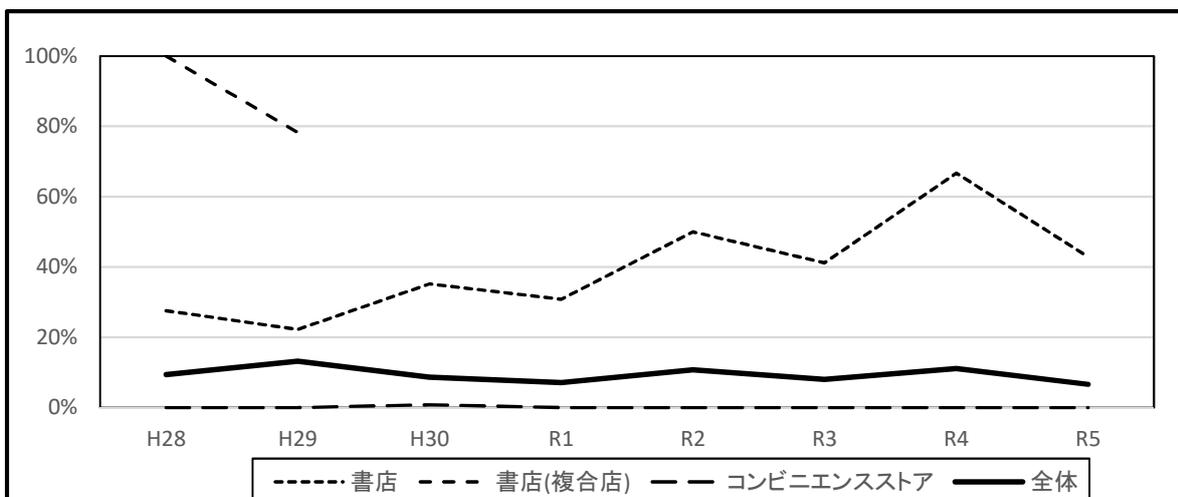
店種	年度	H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
書店	店舗数	12	17	0	18	2	35	0	39	0	36	0	17	0	15	0	14
	有割合	41.4%		0.0%		5.4%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
書店(複合店)	店舗数	7	1	7	16												
	有割合	87.5%		30.4%													
コンビニエンスストア	店舗数	17	116	0	126	0	125	0	130	0	133	0	70	0	75	0	77
	有割合	12.8%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
全体	店舗数	36	134	7	160	2	160	0	169	0	169	0	87	0	90	0	91
	有割合	21.2%		4.2%		1.2%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	



※ 書店(複合店)は平成30年度から書店に加えしました。

図表4 成人向けDVDの販売状況の推移

店種	年度	H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
書店	店舗数	8	21	4	14	13	24	12	27	18	18	7	10	10	5	6	8
	有割合	27.6%		22.2%		35.1%		30.8%		50.0%		41.2%		66.7%		42.9%	
書店(複合店)	店舗数	8	0	18	5												
	有割合	100.0%		78.3%													
コンビニエンスストア	店舗数	0	133	0	126	1	124	0	130	0	133	0	70	0	75	0	77
	有割合	0.0%		0.0%		0.8%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
全体	店舗数	16	154	22	145	14	148	12	157	18	151	7	80	10	80	6	85
	有割合	9.4%		13.2%		8.6%		7.1%		10.7%		8.0%		11.1%		6.6%	



※ 書店(複合店)は平成30年度から書店に加えしました。

## 〔2〕 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（抜粋）

（定義）

第13条 この章及び第5章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳に達するまでの者（配偶者のある女子を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
- (4) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びに録音テープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他音声又は映像が記録されているもので機器を使用して当該音声又は映像が再生されるものをいう。
- (5) 特定器具等 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物その他の器具、がん具又はその他の物品をいう。
- (6) 有害興行 第15条第1項の規定による指定のあった興行をいう。
- (7) 有害図書等 第16条第1項の規定による指定のあった図書等（同条第2項の規定により指定があったものとみなされるものを含む。）をいう。
- (8) 有害器具等 第18条第1項の規定による指定のあった特定器具等（同条第2項の規定により指定があったものとみなされるものを含む。）をいう。
- (9) 自動販売等業者 図書等又は特定器具等の自動販売機等による販売又は貸付けを業とする者をいう。
- (10) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

（有害図書等の指定及び販売等の禁止）

第16条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を有害図書等として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
  - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
  - (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
  - (4) 著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する図書等は、前項の規定による指定があったものとみなす。ただし、その内容が主として好色的興味に訴えるものでないと認められるものについては、この限りでない。
- (1) 書籍又は雑誌であって、別表で定める姿態又は行為（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下この項及び次条第4項において同じ。）を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占め、又は20ページ以上のもの
  - (2) 別表で定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵（これらを印刷したものを含む。）
  - (3) ビデオテープ又はビデオディスクであって、別表で定める姿態又は行為を被写体とした映像が合わせて3分を超えるもの
- 3 図書等の販売又は貸付けを業とする者（次条において「図書等の販売等業者」という。）は、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又は閲覧、視聴若しくは聴取をさせてはならない。
- 4 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又は閲覧、視聴若しくは聴取をさせないようにしなければならない。

(有害図書等の陳列場所の制限等)

第17条 図書等の販売等業者は、有害図書等を陳列するときは、営業所の屋内の当該業務に従事する者が容易に監視することができる一定の場所に、規則で定める方法により、他の図書等と区分しておかなければならない。

- 2 図書等の販売等業者は、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、当該有害図書等が青少年に販売等をし、又は閲覧、視聴若しくは聴取をさせることが禁止されている旨を掲示しなければならない。
- 3 知事は、図書等の販売等業者が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該図書等の販売等業者に対し、有害図書等の陳列の場所の変更又は前項の規定による掲示をすべきことを命ずることができる。
- 4 図書等の販売等業者は、別表で定める姿態若しくは行為又はこれらに準ずる姿態若しくは行為を被写体とした写真又は描写した絵を表紙とする図書等を陳列するときは、当該図書等の表紙が当該図書等の販売等業者の店舗の外部から見えない場所に置くよう努めなければならない。

別表 (第16条、第17条関係)

- 1 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
  - (1) 大腿部を開いた姿態
  - (2) 陰部、臀部又は乳房を誇示した姿態
  - (3) 愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態
  - (4) 自慰の姿態
  - (5) 排せつの姿態
  - (6) 緊縛の姿態
- 2 性交その他これに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
  - (1) 性交又はこれを連想させる行為
  - (2) 強姦その他陵辱の行為

(有害行為のための場所提供等の禁止)

第32条 何人も、みだらな性行為、わいせつ行為、賭博、飲酒、喫煙、暴行、入れ墨若しくはこれに類するもの(第36条において「入れ墨等」という。)を施す行為、指定薬品類等若しくは毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する興奮、幻覚若しくは麻酔の作用を有する物の乱用、麻薬、大麻、覚醒剤若しくは催眠剤の使用又は使用済みの下着(青少年が使用した下着(青少年がこれに該当すると称した下着を含む。))をいう。第37条において同じ。)の売渡し(以下この条及び第38条において「有害行為」と総称する。)が、青少年に対してなされ、又は青少年が有害行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

(深夜外出の制限)

第33条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下この条及び次条において同じ。)に外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託又は承認を受けないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜における興行場等への入場の禁止)

第34条 興行者(規則で定める興行場に係る者に限る。)及び設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業で規則で定めるものを行う者(以下この項及び次項において「興行者等」という。)は、深夜において、当該興行者等に係る興行場又は営業を行う場所に青少年を入場させてはならない。

- 2 興行者等は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

(入れ墨等の禁止)

第36条 何人も、青少年に対し、入れ墨等を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為の周旋を

してはならない。

(インターネット利用環境の整備)

第39条 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において単に「端末設備」という。)を公衆又は青少年の利用に供する者は、端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、インターネットの利用により得られる情報であってその内容の全部又は一部が第15条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報(次項において「有害情報」という。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないようにしなければならない。

2 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

### 【3】 茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則(抜粋)

(有害図書等の陳列の方法)

第3条 条例第17条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 間仕切り、ついでにその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書等を陳列する方法
- (2) 有害図書等を、それ以外の図書等を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書等を陳列する棚を、それ以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する方法を除く。
- (3) 有害図書等を陳列する棚の前面から10センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質及び構造のものとする。以下この号において同じ。)を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列する方法
- (4) 有害図書等を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列する方法
- (5) 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列する方法

第9条 条例第34条第1項に規定する規則で定める興行場は、映画を上映し公衆に観覧させる施設とする。

2 条例第34条第1項に規定する規則で定める設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業は、次に掲げる営業とする。

- (1) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱をさせる営業
- (2) 個室又は他から容易に見ることができない区画を設け、当該個室又は区画において客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業

3 条例第34条第2項の規定による掲示は、様式第5号により行うものとする。

## [ 4 ] 青少年の健全育成に有害な図書等の指定状況（個別指定）

〔平成12年2月28日〕  
〔茨城県告示第218号〕

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第9条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等（書籍）として次のものを指定する。

指定番号	種類	名称	発行所等	備考
1	図書	危ない28号第3巻	(株) データハウス社	平成11年3月発行
指定理由	内容が、犯罪の手口等を詳細に扱い、その手段を教示する結果をまねくおそれがあり、著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発・助長する性質を有しており、青少年の健全な育成を阻害すると認められるため。			

〔平成27年11月16日〕  
〔茨城県告示第1404号〕

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
雑誌	チャンプロード 2015年11月号	株式会社笠倉出版社
雑誌	21世紀殺人者読本	株式会社宝島社
雑誌	夢をかなえるクスリ 200	株式会社鉄人社
雑誌	ヤバすぎ[検証]悪い手口124	株式会社三才ブックス
雑誌	TATTOO girls vol.14	株式会社双葉社
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.64	富士美出版株式会社

〔平成28年3月31日〕  
〔茨城県告示第377号〕

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
雑誌	ヤバイ悪グッズ最新版	株式会社鉄人社
雑誌	チャンプロード2016年3月号	株式会社笠倉出版社
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.65	富士美出版株式会社

〔平成28年11月21日〕  
〔茨城県告示第1432号〕

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
雑誌	おとなのインターネット2016	株式会社晋遊舎
雑誌	おとなのスマートフォン	株式会社晋遊舎
雑誌	チャンプロード2016年10月号	株式会社笠倉出版社
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.66	富士美出版株式会社
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.67	富士美出版株式会社

〔平成29年3月13日〕  
〔茨城県告示第255号〕

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.68	富士美出版株式会社
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.69	富士美出版株式会社

〔平成29年8月28日〕  
茨城県告示第1058号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
雑誌	TATTOO TRIBAL vol. 70	富士美出版株式会社
書籍	ググってはいけない禁断の言葉2017	株式会社鉄人社
雑誌	ナックルズ極ベスト vol. 17	ミリオン出版株式会社

〔平成31年4月8日〕  
茨城県告示第392号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
書籍	ググってはいけない禁断の言葉2018	株式会社鉄人社

〔令和元年9月5日〕  
茨城県告示第542号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
書籍	アリエナイ理科ノ大事典 [改訂版]	株式会社三オブックス
書籍	アリエナイ理科ノ大事典II	株式会社三オブックス

〔令和2年3月5日〕  
茨城県告示第198号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
書籍	裏マニアックス-極太裏事典-MAX	株式会社三オブックス

〔令和3年2月22日〕  
茨城県告示第182号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

種類	題名	発行所等
書籍	裏マニアックス-極太裏事典-SUPER	株式会社三オブックス
書籍	ラジオライフ 2021年1月号	株式会社三オブックス

## 〔5〕 青少年の健全育成に有害な図書等について（包括例示）

青家第524号  
令和5年8月23日

県内図書取扱店店主 殿  
県内図書取扱店経営者 殿

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課長  
（公印省略）

### 青少年の健全育成に有害な図書等について（通知）

本県の青少年の健全育成の推進については、日頃から御理解と御尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例（以下「条例」という。）」において、青少年（18歳未満）の健全育成に有害な図書等（書籍、雑誌、ビデオテープ、DVDなど）は「有害図書等」として指定するとともに、有害図書等は、青少年に販売し、又は閲覧等させてはならないこと、区分陳列しなければならないこと等とされております。

しかしながら、有害図書等のうち包括指定図書については、一見しては一般の図書等との区別がつきにくいものが見られ、青少年が購入・閲覧等してしまうおそれがあります。

このように区別がつきにくい図書の例を裏面のとおりにお示ししますので、これを参考として、有害図書等を青少年に販売し、又は閲覧等させることのないようご注意ください。また、一般の図書等との区分陳列に加え、青少年への販売等が禁止されている旨の掲示等、条例遵守の徹底をお願いします。

なお、例示する図書以外にも同様の有害図書等が刊行される可能性がありますので、青少年に対して販売等が行われることのないよう、御配慮願います。

※図書等の販売等業者の条例の遵守事項は、別紙を御参照ください。

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課  
青少年・母子福祉G 尊田 ・ 磯田  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
TEL 029-301-2183

○みなし指定（包括例示）される有害図書等の例

下記の図書は、条例第16条第2項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定があったとみなされる図書の一例です。

題名	発行所等	コード番号
恋愛白書パステル 2023年9月号	宙出版	雑誌 19625-09
臨時増刊ラヴァーズ Vol. 32	大洋図書	雑誌 68548-69
実話ナックルズGOLD Vol. 33	大洋図書	雑誌 68548-74
実話ナックルズウルトラ Vol. 27	大洋図書	雑誌 68548-85
裏モノ JAPAN 2023年9月号	鉄人社	雑誌 01805-08
月刊 劇漫スペシャル 2023年9月号	竹書房	雑誌 13545-9
週刊実話 2023年7/27号	日本ジャーナル出版	雑誌 20324-7

○参考 令和4年12月27日包括例示した図書一覧

題名	発行所等	コード番号
恋愛白書パステル 2023年1月号	宙出版	雑誌 19625-01
無敵恋愛 S*girl 2023年1月号	ぶんか社	雑誌 08577-1
絶対恋愛 Sweet 2022年10月号	笠倉出版	雑誌 15557-10
裏モノ JAPAN 2023年1月号	鉄人社	雑誌 01805-01
臨時増刊ラヴァーズ Vol. 28	大洋図書	雑誌 68547-44
実話ナックルズウルトラ Vol. 22	大洋図書	雑誌 68547-29
特ダネ TABOO! 41	インテルフィン	ISBN978-89212-679-6
別冊ラヴァーズ Vol. 11	大洋図書	雑誌 68547-54

青家第 907 号  
令和 6 年 1 月 9 日

県内図書取扱店店主 殿  
県内図書取扱店経営者 殿

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課長  
( 公 印 省 略 )

### 青少年の健全育成に有害な図書等について (通知)

本県の青少年の健全育成の推進については、日頃から御理解と御尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (以下「条例」という。)」において、青少年 (18 歳未満) の健全育成に有害な図書等 (書籍、雑誌、ビデオテープ、DVD など) は「有害図書等」として指定するとともに、有害図書等は、青少年に販売し、又は閲覧等させてはならないこと、区分陳列しなければならないこと等とされております。

しかしながら、有害図書等のうち包括指定図書については、一見しては一般の図書等との区別がつきにくいものが見られ、青少年が購入・閲覧等してしまうおそれがあります。

このように区別がつきにくい図書の例を裏面のとおりお示ししますので、これを参考として、有害図書等を青少年に販売し、又は閲覧等させることのないようご注意ください。また、一般の図書等との区分陳列に加え、青少年への販売等が禁止されている旨の掲示等、条例遵守の徹底をお願いします。

なお、例示する図書以外にも同様の有害図書等が刊行される可能性がありますので、青少年に対して販売等が行われることのないよう、御配慮願います。

※図書等の販売等業者の条例の遵守事項は、別紙を御参照ください。

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課  
青少年・母子福祉 G 尊田 ・ 磯田  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
TEL 029-301-2183

○みなし指定（包括例示）される有害図書等の例

下記の図書は、条例第16条第2項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定があったとみなされる図書の一例です。

題名	発行所等	コード番号
恋愛白書パステル 2024年1月号	宙出版	雑誌 19625-01
週刊大衆 2023年12/4号	双葉社	雑誌 20431-12/4
週刊実話 2023年12/7号	日本ジャーナル出版	雑誌 20321-12/7
裏モノ JAPAN 2024年1月号	鉄人社	雑誌 01805-01
実話ナックルズ 2023年12月号	大洋図書	雑誌 04877-12
実話 BUNKA タブー 2024年1月号	コアマガジン	雑誌 05375-01
臨時増刊ラヴァーズ vol. 34	大洋図書	雑誌 68549-32
実話ナックルズウルトラ vol. 29	大洋図書	雑誌 68549-48
実話ナックルズ GOLD vol. 35	大洋図書	雑誌 68549-37

○参考 令和5年8月23日包括例示した図書一覧

題名	発行所等	コード番号
恋愛白書パステル 2023年9月号	宙出版	雑誌 19625-09
臨時増刊ラヴァーズ Vol. 32	大洋図書	雑誌 68548-69
実話ナックルズ GOLD Vol. 33	大洋図書	雑誌 68548-74
実話ナックルズウルトラ Vol. 27	大洋図書	雑誌 68548-85
裏モノ JAPAN 2023年9月号	鉄人社	雑誌 01805-08
月刊 劇漫スペシャル 2023年9月号	竹書房	雑誌 13545-9
週刊実話 2023年7/27号	日本ジャーナル出版	雑誌 20324-7

# 令和5年度茨城県青少年の健全育成等に関する条例 遵 守 実 態 調 査 報 告 書

---

令和6年3月発行

- 編者 ○ 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
TEL 029-301-2183  
URL <https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/index.html>
- 茨城県青少年対策検討ワーキングチーム
- ・ 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
TEL 029-301-2183
  - ・ 茨城県県北県民センター県民福祉課  
〒313-0013 常陸太田市山下町4119  
TEL 0294-80-3322
  - ・ 茨城県鹿行県民センター県民福祉課  
〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3  
TEL 0291-33-4110
  - ・ 茨城県県南県民センター県民福祉課  
〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26  
TEL 029-822-7010
  - ・ 茨城県県西県民センター県民福祉課  
〒308-8510 筑西市二木成615  
TEL 0296-24-9074